平成２２年（フ）第１１７号
新潟県新潟市中央区和合町２丁目１番19号　ベルトピア和合町Ｂ－Ｃ号、前住所新潟県新潟市中央区関屋金衛町２丁目95番地43　高野アパート１号
債務者　石澤　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
新潟県胎内市宮久661番地２
債務者　井上　良子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２３号
金沢市押野２丁目533番地２　ボナール・セゾン201号、従前の住所金沢市神野町東27番地
債務者　松下　隆一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
金沢市平和町２丁目６番22号　県営住宅22棟304号
債務者　田中　克恵
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
金沢市畝田東２丁目５番地、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北４丁目３番地16、従前々の住所名古屋市西区南川町93―３
債務者　髙橋　俊春
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
石川県河北郡津幡町字北中条ノ１番地１　コーポ松井203号
債務者　川嶋　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
石川県河北郡津幡町字北中条ノ１番地１　コーポ松井203号
債務者　川嶋　道子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ２棟11―３号
債務者　河端信夫こと　河端乃部男
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
金沢市粟崎町２丁目129番地
債務者　佐野　ヒデ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
金沢市粟崎町２丁目129番地
債務者　佐野　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５５号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘10棟108号
債務者　藤岡由起江
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５６号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟1213号
債務者　木原　典子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９２号
愛知県知多市新舞子字郷戸83番地の６
債務者　坂田　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２０号
名古屋市港区十一屋３丁目24番地の１　グローリー十一屋201号
債務者　伊藤　　勲
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６号
愛知県一宮市千秋町塩尻字新屋敷９番地１
債務者　セイフルザデ絵里香こと　寺澤絵里香
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５９号
愛知県高浜市湯山町８丁目13番地21　雇用促進住宅湯山宿舎４棟302号
債務者　竹澤　亮子（旧姓鈴木・一戸）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
愛知県豊田市京ケ峰２丁目１番地　市営Ａ１―50号
債務者　冴工業こと　久保　健一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係